

○立川市施工能力等審査型総合評価方式試行実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、立川市が発注する建設工事において、安定的な品質確保及び不良不適格業者の参入防止を図るため、入札の際に工事価格、施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 2級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。
- (3) CORINS 財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (4) 工事成績評定点 立川市工事成績評定要領（平成17年4月1日行政管理部長決定）第11条の規定に基づく過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (5) 同種工事 第7条、第9条第1号及び第2号においては、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格の業種区分で対象工事と同一の業種とすることを原則とし、告示において指定するものをいい、第8条、第9条第3号、第11条、第12条及び第13条においては、CORINSの工事区分で対象工事と同一の工種の工事とすることを原則とし、告示において指定するものをいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の試行対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。第6条第2項及び第3項を除き以下同じ。）

5,000,000円以上の工事のうち、立川市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成8年立川市訓令甲第3号）に規定する立川市競争入札参加資格等審査委員会の議を経て選定するものとする。ただし、国等からの補助金交付対象事業等で特に総合評価方式での入札が必要と認められる場合は、この限りでない。

（落札者決定基準）

第4条 落札者決定基準を定めようとするときは、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第2号の定めによる意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者に意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法その他必要な事項を定めるものとする。

（総合評価方式における入札）

第5条 総合評価方式の入札は、条件付き一般競争入札によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事の告示の日（以下「告示日」という。）の属する年度及び前5年度内に完了した全ての工事のうち最直近のものの工事成績評定点（工事成績評定通知書が送付済みのものに限る。）が60点未満であるものは、入札参加を認めないものとする。

（評価の方法）

第6条 総合評価方式の評価は、価格点及び施工能力等評価点を合計した評価値による。

2 価格点の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、算定にあたっては消費税及び地方消費税を除いた額とし、小数点以下については小数第5位未満を切り捨てるものとする。

- (1) 入札参加者が提出した入札価格が基準価格以上の場合 $\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
- (2) 入札参加者が提出した入札価格が特別基準価格以上基準価格未満の場合 $\text{価格点} = \{100 \times (1 - \text{基準価格} \div \text{予定価格})\} \times \{(\text{入札価格} - \text{特別基準価格}) \div (\text{基準}$

価格－特別基準価格) }

(3) 入札参加者が提出した入札価格が特別基準価格未満の場合 価格点＝0

3 前項第1号及び第2号に定める基準価格（特別基準価格は除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げるとおり算定し、特別基準価格は、基準価格の100分の95の額（1円未満切り捨て）とする。

(1) 予定価格以下の有効な入札参加者数（以下「有効参加者数」という。）が3以上である場合は、有効参加者数に10分の6を乗じた数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下「算定数」という。）を求め、入札価格の低いものから算定数分の入札の平均額（1円未満切り捨て）に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

(2) 有効参加者数が3未満である場合は、予定価格の10分の7.5の額（1円未満切り捨て）とする。

4 施工能力等評価点は、別表第1に定める評価項目及び配点から算定するものとする。

この場合において、立川市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年立川市要綱第7号）に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）については、代表者を評価の対象とする。

（工事成績の評価方法）

第7条 工事成績は、告示日の属する年度の前5年度内に完了させた立川市発注の同種工事（出資比率30%以上の共同企業体による工事を含む。）のうち、直近3件の工事成績評定点の平均点数について、別表第2に掲げるとおり評価する。ただし、当該期間内の工事の件数が3件に満たない場合は、次の各号に掲げるとおり算定する。

(1) 2件の場合 該当する2件の工事成績評定点の平均

(2) 1件の場合 該当する工事成績評定点

(3) 1件もない場合 0点

2 工事成績評定点の平均点数の算定にあたり、複数の工事が同日に完了した場合は、工事成績評定点の高いものから使用する。

3 工事成績評定点は、入札参加者より政策財務部契約課に問い合わせることができる。

（工事实績の評価方法）

第8条 工事实績は、告示日の属する年度及び前10年度内に元請として完了させた工事（出資比率30%以上の共同企業体による工事を含む。）のうち、同種工事の実績につい

て、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、複数の工事の実績を有する場合は、いずれか1つのみを評価する。

- (1) 請負金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が対象工事の予定価格以上の工事の実績がある。 2点
- (2) 請負金額が対象工事の予定価格の2分の1以上の工事の実績がある。 1点
- (3) 前2号に該当しない。 0点

2 前項の規定による評価の対象は、CORINSに登録された実績に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象工事の予定価格が3,000万円未満の場合又は告示において別途実績要件を付す場合は、工事实績を評価項目としない。

（工事優良実績の評価方法）

第9条 工事優良実績は、告示日の属する年度の前5年度において、同種工事で表彰等の対象となった実績（出資比率30%以上の共同企業体による工事の実績を含む。）について、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、複数の受賞等がある場合は、いずれか1つのみを評価する。

- (1) 立川市優秀工事事業者表彰実施要綱（平成31年立川市要綱第17号）に規定する表彰を受けた実績がある。 2点
- (2) 立川市工事成績評価結果の活用基準（平成20年4月1日行政管理部長決定）に基づき立川市優秀工事事業者として公表された実績がある。 1点
- (3) 立川市以外の官公庁の発注工事で表彰された実績がある。 1点
- (4) 前3号に該当しない。 0点

2 前項第3号における工事優良実績の評価の対象は、CORINSに登録された実績に限るものとする。

（技術者資格の評価方法）

第10条 技術者資格は、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）が有する対象工事の建設業法上の業種における資格について、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、技術者が複数の資格を有する場合は、上位の資格1つについてのみ評価する。

- (1) 1級技術者 2点
- (2) 2級技術者 1点
- (3) 前2号に該当しない。 0点

(技術者実績の評価方法)

第11条 技術者実績は、配置予定の技術者が告示日の属する年度及び前10年度内に同種工事に技術者としてかかわった実績（工期途中で交代した実績は除く。）について、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、複数の工事の実績を有する場合は、いずれか1つのみを評価する。

- (1) 請負金額が対象工事の予定価格以上の工事の実績がある。 2点
- (2) 請負金額が対象工事の予定価格の2分の1以上の工事の実績がある。 1点
- (3) 前2号に該当しない。 0点

2 前項の規定による評価の対象は、CORINSに登録された実績に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象工事の予定価格が3,000万円未満の場合は、技術者実績を評価項目としない。

(技術者優良実績の評価方法)

第12条 技術者優良実績は、配置予定の技術者が告示日の属する年度の前5年度において、技術者としてかかわった同種工事の優良実績（工期途中で交代した実績は除く。）について、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、複数の該当がある場合は、いずれか1つのみを評価する。

- (1) 立川市が発注した工事において、工事成績評定点が75点以上の実績が2件以上ある。 2点
- (2) 立川市が発注した工事において、工事成績評定点が75点以上の実績が1件ある。 1点
- (3) 立川市以外の官公庁が発注した工事において、表彰された実績がある。 1点
- (4) 前3号に該当しない。 0点

2 前項の規定による評価の対象は、CORINSに登録された実績に限るものとする。

(現場代理人実績の評価方法)

第13条 現場代理人実績は、配置予定の現場代理人が告示日の属する年度及び前10年度内に同種工事に現場代理人又は技術者としてかかわった実績（工期途中で交代した実績及び現場代理人が技術者を兼務する場合は除く。）について、次の各号に掲げるとおり評価する。ただし、複数の工事の実績を有する場合は、いずれか1つのみを評価する。

- (1) 請負金額が対象工事の予定価格以上の工事の実績がある。 2点
- (2) 請負金額が対象工事の予定価格の2分の1以上の工事の実績がある。 1点

(3) 前2号に該当しない。 0点

2 前項の規定による評価の対象は、CORINSに登録された実績に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象工事の税込予定価格が3,000万円未満の場合は、現場代理人実績を評価項目としない。

(地域精通の評価方法)

第14条 地域精通は、告示日において3年以上の営業実績があり、かつ、立川市内に本店を有する者等を対象とし、3点を限度として次の各号に掲げるとおり評価する。

(1) 立川市内に本店を有する者 2点

(2) 立川市内に支店、営業所等を有する者 1点

(3) 共同企業体の構成員（代表者を除く。）が立川市内に本店を有する者 1点

(4) 前3号に該当しない。 0点

(地域貢献の評価方法)

第15条 地域貢献は、告示日において立川市と災害時協力協定を締結している者等を対象とし、3点を限度として次の各号に掲げるとおり評価する。

(1) 災害時における支援等に関する協定を締結している者又は団体の構成員 1点

(2) 消防団協力事業所に認定されている者 1点

(3) 前2号のいずれかに該当し、建設重機を保有している者 1点

(4) 前3号に該当しない。 0点

(社会貢献等の評価方法)

第16条 社会貢献等は、告示日において、3点を限度として次の各号に掲げるとおり評価する。

(1) 環境配慮について、次に掲げるもののいずれかに該当する者（複数の該当がある場合は、いずれか1つのみを評価する。） 1点

ア ISO14001の認証を取得している者

イ エコアクション21の認証を取得している者

ウ エコステージ（ステージ2以上）の認証を取得している者

エ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上）の認証を取得している者

オ 立川市中小事業者省エネルギー推進事業者認定制度実施要綱（令和4年立川市要綱181号）に規定する中小事業者省エネルギー推進事業者の認定を取得している者

(2) 障害者雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における雇用義務の有無に応じて、次に掲げるもののいずれかに該当する者 1点

ア 雇用義務がある場合 法定人数以上の障害者を雇用している者

イ 雇用義務がない場合 1人以上の障害者を恒常的に雇用している者

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進について、次に掲げるもののいずれかに該当する者（複数の該当がある場合は、いずれか1つのみを評価する。） 1点

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を取得し、又は任意の行動計画を策定し届出している者

イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定又はプラチナくるみん認定）を取得し、又は任意の行動計画を策定し届出している者

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）を取得している者

エ 立川市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定要綱（平成23年立川市要綱第70号）に規定するワーク・ライフ・バランス推進事業所認定を取得している者

(4) 協力雇用主として登録している者 1点

(5) 建設キャリアアップシステムに事業者登録をしている者 1点

(6) 品質管理について、ISO9001の認証を取得している者 1点

(7) 安全管理について、次のいずれかに該当する者（複数の該当がある場合は、いずれか1つのみを評価する。） 1点

ア ISO45001の認証を取得している者

イ 厚生労働省の安全衛生優良企業の認定を取得している者

ウ 建設業労働災害防止協会のコスモス（コンパクトコスモス含む。）の認証を取得している者

（施工能力等評価点の審査）

第17条 施工能力等評価点の審査に当たっては、告示において示した評価方法により評価するものとする。

（落札者の決定方法）

第18条 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第6条第1項に規定する評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項に規定する評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(告示事項)

第19条 総合評価方式を試行しようとするときは、対象工事の告示において、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価方式を適用する理由
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 価格点の評価方法
- (5) 施工能力等評価点の評価項目及び評価方法
- (6) 提出資料の様式及び提出方法
- (7) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 提出資料に記載された配置予定の技術者等は、原則として変更できないこと。
- (9) 提出資料に虚偽があった場合は、契約解除、参加停止等の措置をとることがあること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、総合評価方式の実施について必要な事項

(資料の提出等)

第20条 入札参加希望者は、入札参加希望申請を行うとともに、前条に規定する告示事項に基づき、施工能力等評価点申告書その他必要な資料を告示において指定した期日までに提出するものとする。

(技術者等の変更)

第21条 提出資料に記載された技術者及び現場代理人の変更は認めない。ただし、病気等のやむを得ない事情により変更が必要な場合であって、変更後の配置予定者が、当初の配置予定者と同等以上の資格及び実績があると確認できたときは、変更を認めるものとする。

(費用負担)

第22条 入札参加者が入札手続に要した一切の費用は、入札の結果にかかわらず、入札参

加者の負担とする。

(入札の無効)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 告示において指定した期日までに施工能力等評価点申告書を提出しなかった者
- (2) 提出された施工能力等評価点申告書が白紙であった者
- (3) 提出資料の内容に虚偽があることが明らかとなった者
- (4) その他入札に関して不正の行為又は公序良俗に反する行為をした者

(入札結果等の公表)

第24条 総合評価方式により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について公表するものとする。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、政策財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日要綱第153号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月12日要綱第15号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日要綱第38号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第56号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第56号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日要綱第213号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

評価項目			配点
施行 能力	事業者	工事成績	5
		工事实績	2
		工事優良実績	2
	技術者等	技術者資格	2
		技術者実績	2
		技術者優良実績	2
		現場代理人実績	2
社会 性・ 信頼 性	地域精通		3
	地域貢献		3
	社会貢献 等（事業 者が3項 目を限度 に選択す る。）	環境配慮	1
		障害者雇用	1
		ワーク・ライフ・バラ ンスの推進	1
		協力雇用主	1
		建設キャリアアップシ ステム	1
		品質管理	1
		安全管理	1

合計	26
----	----

別表第2（第7条関係）

工事成績評定点の平均点数	評価点
80点以上	5
75点以上80点未満	4
70点以上75点未満	3
67点以上70点未満	2
65点以上67点未満	1
60点以上65点未満	- 1
60点未満	- 2